

## **(仮称)次期環境事業センター整備・運営事業 要求水準書(案) 概要版**

### 1 一般事項

(仮称)次期環境事業センター整備・運営事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、平塚市(以下「市」という。)が(仮称)次期環境事業センター整備・運営事業(以下「事業」という。)を実施するにあたって、市の要求する水準を示すものです。

市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に準拠し、事業者として選定された企業又は企業グループ(以下「民間事業者」という。)の有する経営能力及び技術的能力を活用し、安定的かつ効率的なごみ処理の適正処理が行えるよう提案を求めるものです。

この要求水準書は、事業の基本的な内容について定めたものであり、事業の目的達成のために必要な設備及び業務等については、この要求水準書等に明記されていない事項であっても、契約書の中に詳細に明記する事により、民間事業者の責任においてすべて完備し運営することとなります。

### 2 計画概要

事業は、DBO方式により実施します。

DBO方式とは、公設民営方式での整備手法の事で、本来のPFI事業とは異なり、市が資金を調達して、施設を建設し、長期(20年)の運営委託と建設を包括的に事業者に発注するものです。

事業の設計・施工業務は、民間事業者単独又は民間事業者が設立する特別共同企業体が行うものとします。

事業の運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社(SPC)が行うこととなります。

### 3 関係法令等

設計・施工業務及び運営業務に関しては、関係法令、規則、規格、基準等(最新版に準拠)を遵守することを明記しています。

### 4 業務の基本的事項

- (1) 実施設計 (2) 準備工事の実施 (3) 施工 (4) 施工管理 (5) 工事検査
- (6) 試験・検査 (7) 試運転 (8) 予備性能試験 (9) 引渡性能試験
- (10) 施設の引渡し

### 5 設計・施工業務に関する基本的事項

建設請負事業者は、事業スケジュールに遅滞が発生することがないように、本契約後速やかに実施設計に着手するものとします。

なお、実施設計は、要求水準書及び参加者として作成した技術提案書、事業計画

書等（以下「技術提案書等」という。）に基づき、行うものとします。

また、建設請負事業者は、実施設計図書について市の承諾を受けた後、本施設の施工を開始するものとする。

なお、市による承諾は、実施設計図書が技術提案書等を満足するものとして行うものであり、性能未達に至った場合に建設請負事業者が免責されるものではない。

#### 6 本施設におけるプラント設備の性能要件

要求水準書は、民間事業者が提供すべきサービスの内容及び達成すべき品質等の性能（求められる性能要件）と、それを達成するための具体的な方法や仕様（具体的な施設仕様）から構成されます。

#### 7 運営に係る性能要件

運営に係る要求水準を示しています。要求水準は民間事業者が提供すべきサービスの内容及び達成すべき品質等の性能（求められる性能要件）と、それを達成するための具体的な方法や仕様（具体的な運営仕様）から構成されます。

「具体的な運営仕様」は更に「変更できない仕様」と「変更可能な仕様」に分類されます。「変更可能な仕様」は「求められる性能要件」のレベルを示すための参考であり、「求められる性能要件」の発揮が可能な場合は、「具体的な運営仕様」と異なった提案も積極的に受け付けるものとします。

以 上